

捜査における疑わしい取引に関する情報の取扱いについて

令和7年10月1日 警察庁丁組一発第531号 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長から各都道府県警察の長あて

(概要)

疑わしい取引に関する情報は、プライバシーや企業活動に関する非常に機微な情報を含んでおり、その適切な取扱いを徹底する必要があることから、各種警察活動における疑わしい取引に関する情報の取扱いに関する留意事項を示したものである。